



令和4年5月20日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

先端技術を導入する農業者を補助

先端技術の導入による農作業の合理化により、農業経営の安定化・効率化を図り、農業を活性化する農業者を支援するため、先端技術を活用した機械等の購入に要する費用の一部を補助します。

記

1 補助対象者

補助金の交付対象者は、以下のいずれにも該当するもの
ア、市内に住所（主たる事業所）を有する個人又は法人
イ、申請日から過去1年以内に農産物の出荷実績があるもの
ウ、市税の滞納がないこと

2 補助の対象となる経費（補助対象経費）

別表に定める対象農業機械等の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く）
※同時に複数の項目も購入可能

3 補助金の額

補助対象経費の10分の2に相当する額（千円未満切り捨て）
※補助金の額は、1経営体につき50万円を上限とする。

4 申請

① 期間

令和4年6月13日から7月15日まで

② 提出書類

申請書（市HPから入手可能）、農業機械のカタログ（性能等が分かるもの）、機械等の保管予定場所が分かる図面、見積書の写し、農産物の出荷伝票（過去1年以内のもの）

③ 申請方法

②の提出書類を市農務課（北庁舎2階）の窓口に直接提出（執務時間中）

④ 留意事項

- ・同一年度内に申請は1回まで
- ・導入予定の機械等の購入（発注）前に申請すること

【お問合せ先】豊川市役所 産業環境部 農務課 農政係 田邊・藤江

TEL:0533-89-2138 E-mail: nomu@city.toyokawa.lg.jp



別表

対象農業機械等	補助金の額	備考
農業用ドローン	購入費用の10分の2に相当する額 (50万円を上限とする。)	農業用として農薬散布、肥料散布、播種、受粉、圃場センシングのいずれかを行うもの。 ドローン付属品として、粒状散布装置・バッテリー・センサー類・専用モニターを含む。 本人、同一経営体の構成員、又は従業員が技能及び飛行経歴を取得するための講習の受講費用を含む。
高性能田植機、不耕起V溝直播機	購入費用の10分の2に相当する額 (50万円を上限とする。)	高性能田植機：密苗・密播、直進アシスト、自動操舵、自動可変施肥の性能のうち、いずれか一つ以上を有するもの。 既存の田植機に装着することで、上記性能を付与できる機能を有する付属品を含む。 不耕起V溝直播機：トラクターを同時購入する際のトラクターの購入費用を含む。
圃場・施設環境モニタリング装置、炭酸ガス発生装置	購入費用の10分の2に相当する額 (30万円を上限とする。)	圃場・施設環境モニタリング装置：圃場や施設内外の環境を自動測定し、その結果をタブレット等で確認可能なもの。付帯システムとして、水管理システム及び環境制御システムを含む。 炭酸ガス発生装置：炭酸ガス発生装置付属品として、濃度制御盤、局所施用装置を含む。
静電散布ノズル	購入費用の10分の2に相当する額 (2万円を上限とする。)	噴口部分に電圧をかけて、帯電した薬剤の霧が噴射されるもの。
UV-B電球型蛍光灯	購入費用の10分の2に相当する額 (40万円を上限とする。)	うどんこ病の抑制が可能なUV-B光線を発するもの。 UV-B電球型蛍光灯付属品（反射傘等）を含む。
ミストファン（細霧装置）	購入費用の10分の2に相当する額 (5万円を上限とする。)	ファン又はノズルから細霧を発生させるもの。 細霧設備付属品として、パイプ、圧力ポンプ等稼働に必要なものを含む。 ただし、携帯型を除く。
アシストスーツ	購入費用の10分の2に相当する額 (10万円を上限とする。)	モーターによるアシストや人工筋肉等による荷重分散効果により、重量物の持ち上げ・下げ時に腰や腕にかかる負担を軽減するもの又は上腕を保持するもの。
リモコン草刈機	購入費用の10分の2に相当する額 (20万円を上限とする。)	自走式の草刈り機が、リモコン操作又は全自動で草刈りできるもの。
高性能トラクター	購入費用の10分の2に相当する額 (50万円を上限とする。)	直線アシスト、自動操舵の性能のうち、いずれか一つ以上を有するもの。 既存のトラクターに装着することで、上記性能を付与できる機能を有する付属品を含む。



GPS ガイダンスモニター、GPS 機能付きブロードキャスト	購入費用の 10 分の 2 に相当する額 (30 万円を上限とする。)	GPS ガイダンスモニター:GPS 等を用いて、トラクター等の走行をガイドするもの。 GPS 機能付きブロードキャスト: 可変施肥の機能を有するブロードキャストを含む。
電動せん定ばさみ	購入費用の 10 分の 2 に相当する額 (6 万円を上限とする。)	電動式のせん定ばさみで、農業の用に供するものに限る。 電動せん定ばさみ付属品として、バッテリー、充電器、装備用品を含む。ただし、本体と同時購入する場合に限る。
妊娠鑑定器、分娩監視システム、繁殖管理システム、ほ乳ロボット、臭気測定器	購入費用の 10 分の 2 に相当する額 (50 万円を上限とする。)	妊娠鑑定器: 超音波を用いて診断するもの。 分娩監視システム: 温度センサーやサーマルカメラ等により測定した家畜の情報から、分娩の兆候を検知して通知するもの。 繁殖管理システム: 家畜の活動量を測定し、発情兆候を確認できるもの。 臭気測定器: 畜産業により発生する臭気の変化を測定可能なもの。

- 備考 1 中古の機械等の購入は、対象としない。
2 設置に要する工事費用は含まない。

<補助金の額の算定方法>

例) 240 万円の農業用ドローンを 1 台と、30 万円のアシストスーツを 2 台購入する場合
(いずれも消費税及び地方消費税を含まない額とする。)

農業用ドローン項目の補助額: $240 \text{ 万円} \times (2/10) = 48 \text{ 万円}$

アシストスーツ項目の補助額: $30 \text{ 万円} \times 2 \text{ 台} \times (2/10) = 12 \text{ 万円}$

アシストスーツ項目は上限額の 10 万円を超えるため、

$48 \text{ 万円 (農業用ドローン)} + 10 \text{ 万円 (アシストスーツ)} = 58 \text{ 万円}$

1 経営体あたりの補助上限額の 50 万円であるため、補助額は **50 万円**